

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正）

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一・五」を「一・二五」に改める。

別表第二口教育職給料表(口)の表中「一万二千二百円」を「一万二千二百円」に、「一万三千二百円」を「一万三千百円」に改める。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十年広島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「。以下「育児休業法」という。」を削る。

附則第三項第一号中「同日にその者が受けていた管理職手当の額（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十四号。以下「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第三条第一項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成二十一年改正条例附則第三項の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）附則第七条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額」を「次に掲げる職員区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）附則第七条第一項に規定する平成二十一年度減額改定対象職員（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。）

施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十九・六五を乗じて

得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第三項第二号中「同日に当該旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十一年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（ロにおいて「下位区分仮定額」という。）に百分の九十九・六五を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第三項第三号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十一年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）に百分の九十九・六五を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第三項第四号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十一年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（ロにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）に百分の九十九・六五を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則

この人事委員会規則は、平成二十三年一月一日から施行する。